

『資源ごみ袋』の指定を廃止します

資源ごみを出す際、資源ごみの分別ルール徹底を目的に、市指定の資源ごみ袋の使用にご協力
いただいておりますが、資源ごみの分別ルールが浸透したことから、2023年6月1日から
資源ごみに限り、指定を廃止します。

6月1日以降は、従来の市指定『資源ごみ袋』以外に市販の透明なごみ袋（中身が判別できる
透明または半透明のビニール袋）も使用可能となります。

なお、資源ごみを出す際に、市指定『もやせるごみ袋』『もやせないごみ袋』は従来どおり使
用できませんのでご注意願います。

既にご購入いただいた市指定『資源ごみ袋』につきましては、引き続き使用可能となっている
ため、今後の資源ごみを出す際にご使用願います（購入店舗または糸満市で、市指定『資源ごみ
袋』の個別返品は受け付けておりません）。

引き続きごみの分別にご理解とご協力をお願いします。

2023年6月1日以降

資源ごみを出す際に使用可能なごみ袋

- ・従来の市指定『資源ごみ袋』
- ・中身が判別できる透明または半透明のビニール袋

2023年5月31日まで

従来の市指定『資源ごみ袋』を使用

※市指定資源ごみ袋は、店頭在庫分で販売終了します。

【 注 意 事 項 】

※資源ごみ袋の指定は廃止となりますが、種類ごと（かん類・び
ん類・ペットボトル）の分別は継続となります。

※紙類（新聞紙・本類・段ボール・紙パック）については、従来
どおり、ひもで十字型にしばって出してください。

※資源ごみを出す際に、市指定『もやせるごみ袋』『もやせない
ごみ袋』は使用できません。



ごみの出し方について

糸満市 市民生活環境課
環境衛生係
TEL:098-840-8124